

## 調査の進め方と判断の基準

# ハラスメント対応 実務のポイント

～何が許されないか、事実調査をどう進めるか？ 過大申告への対応～

「セクハラ」や「パワハラ」に関する報道が後を絶ちません。職場におけるパワーハラスメントに関し、事業主の措置の法律上の義務化へ向けた動きが進んでおり“労働者間のトラブル”や“雇用環境”という視点が重視されてきています。“パワー”の有無にこだわることなく、陰湿な“嫌がらせ・いじめ”と、業務に関係ない“性的言動”を排除するという考えです。

一方で指導という業務の範疇にも関わらず、思い込みや独善的理解による過大な申告が増加するなど、企業が困惑しているのも実情にあり、企業は適切な対処をしていかなければなりません。

本セミナーの講師には“使用者側の視点に立った指導で非常に解りやすい”と例年参加者からの評価が高い **丸尾 拓養 弁護士** をお招きしましてご指導を頂きます。

- **と き** 平成31年3月7日（木）14：00～17：00
- **と ころ** 茨城県産業会館1F・大会議室【水戸市桜川2-2-35】
- **参加費** 経協会員 4,000円／人 非会員 8,000円／人

\*お振込先<常陽銀行本店 普通預金口座 No.6501 口座名：一般社団法人茨城県経営者協会>  
(お手数ですがお振込みの際、お振込み人様の前に「0307」と入れて手続き頂けますと入金処理上、大変助かります)

- **定 員** 60名 (定員になり次第締め切らせていただきますので、予めご了承ください)
- **講 師** 丸尾 拓養 氏 (丸尾法律事務所 弁護士)

### 【丸尾講師・略歴】

弁護士（第一東京弁護士会、経営法曹会議所属）。水戸で司法修習。労働事件（使用者側）を多く取り扱う。セミナーでは実務の視点にたった実践的な指導が好評。

【近著】「法的視点から見た多様で柔軟な働き方改革の実現」（労政時報 3923号 2017.1.13）等

### 【セミナー内容（予定）】

1. 企業が対応すべき「ハラスメント」とは
2. 職場のパワーハラスメントとセクシュアル・ハラスメントの対応の違い
3. ハラスメントをした労働者をどのように懲戒又は異動するか
4. 申告者へのフィードバック、事実調査をどう進めるか
5. 申告窓口のマニュアルをどのように作るか
6. 行為者が事実を否認した場合どうするか
7. 萎縮する管理職に権限行使をどのように理解してもらうか
8. 「ハラスメント」予防をどう進めるか
9. 早期に雇用環境を回復するために何を行うか

### ■ お申込み方法

下記申込書に必要事項をご記入の上、Fax(029-224-1109)または下記Eメールにて、**3月1日(金)まで**にお申し込み下さい。開催1週間前を目途に、会場案内図・参加票等を郵送致します。

### ■ お問い合わせ先

(一社)茨城県経営者協会 事務局 澤畑(英)  
〒310-0801 水戸市桜川 2-2-25 茨城県産業会館 11階  
Tel:029-221-5301 Fax:029-224-1109 Eメール: sawahatah@ikk.or.jp

(一社)茨城県経営者協会 (Fax 029-224-1109) 行き

### 人事労務セミナー（3／7）参加申込書

参加者ご氏名	ご所属・お役職名

会社名 \_\_\_\_\_

所在地 〒 \_\_\_\_\_

申込担当者ご所属・ご氏名 \_\_\_\_\_

Tel : \_\_\_\_\_ Fax : \_\_\_\_\_

【事前に講師に伺いたいご質問がございましたら下記へ記載下さい】

.....  
.....  
.....  
.....

※今回の参加者及び申込担当者の情報につきましては、参加票・請求書の送付及び講師への閲覧以外の目的では使用しません。  
また、細心の注意をもって管理し、個人情報の漏洩、紛失、き損又は参加企業様の権利利益を損なうことの無いよう努めます。